

間伐や造林などに関する香美市の支援制度(R5年度)

事業名	作業種	補助対象となるもの
森林整備事業 【森林環境譲与税活用】	除伐、保育間伐、搬出間伐、作業道整備、人工造林及びシカ被害防護施設整備、下刈り等	高知県造林事業、高知県木材安定供給推進事業、高知県森林資源再生支援事業等で採択されたものが対象となり、市が単独で嵩上げをして補助します。
緊急間伐総合支援事業 【森林環境譲与税活用】	保育間伐、搬出間伐、作業道整備	旧高知県緊急間伐総合支援事業と同様の条件(県造林補助等の対象とならない森林における施業)で、R5年度から市の単独事業として実施します。

各事業の詳細及びその他の林業関係補助金(香美市が実施するもの)については、香美市役所農林課林政班までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
香美市役所 農林課 林政班
電話番号 0887-52-9283